

議事次第

令和6年10月17日(木)13:30-15:00
石川県行政庁舎11階1106会議室
(オンライン開催)

1 開会

2 議事

(1) 広域被災者データベース・システムの開発について

【共有】検討体制、論点及びスケジュール

【協議】広域避難対策・避難所外避難者対策の実施に基づく石川県からの提言、議論したい事項

【共有】令和6年奥能登豪雨への対応

広域避難対策に係るロールプレイング

協議事項に係る意見交換

(2) 事務連絡/意見交換

3 閉会

<配布資料>

・資料_第1回検証チーム及び検討チーム資料

・参考資料_岡本委員提出資料

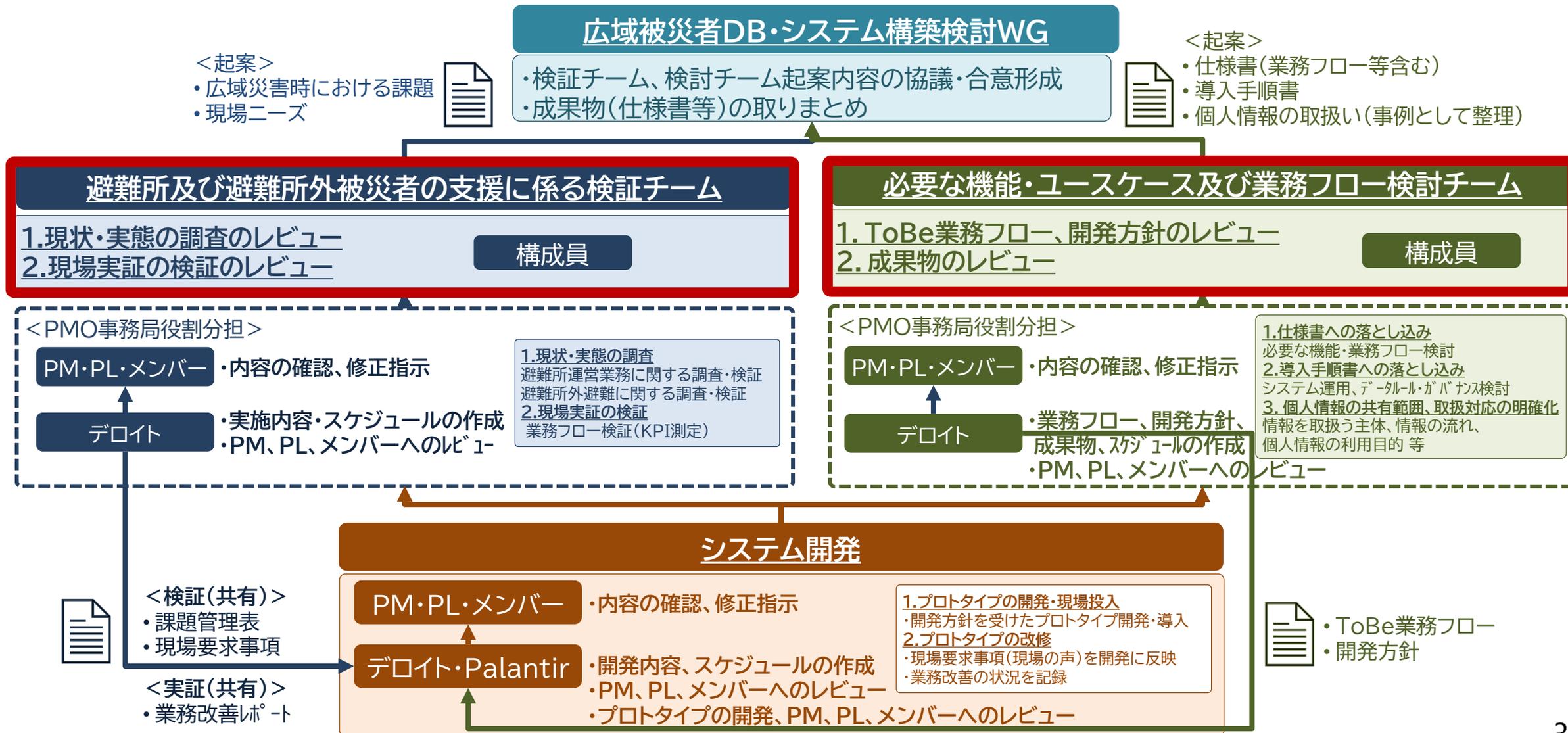
・参考資料_広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ開催要綱、委員名簿

【共有】検討体制、論点及びスケジュール

検討体制(WG、検証チーム、検討チーム、システム開発及びPMO事務局役割分担)



検討・検証チーム内での協議内容を踏まえて、検討WGに対して起案を行い、協議・合意形成・成果物の取り纏めを行う



検討体制(WG、検証チーム、検討チーム、システム開発及びPMO事務局役割分担)



以下の会議体を通じて、スケジュールに則り、各論点の検討を進める。

会議体の開催目的、頻度、参画者

会議名	開催頻度	参画者
検討WG	全4回 (9/5第1回、10/23第2回(予定))	WG委員
検討チーム ・ 検証チーム	<ul style="list-style-type: none">第1回_10月17日(木)13:30~11月以降月1回程度(検討中)	各チーム委員 ※WGメンバーも参加可能
PMO事務局 定例MTG	週1回(火曜日10:00から)	石川県デジタル推進監室、デロイトトーマツ、 Palantir(以降、PMO事務局) ※WGメンバーも参加可能
開発 定例MTG	週1回(水曜日10:00から)	PMO事務局

※各会議、必要に応じて、随時開催も検討する。

現状・課題

広域災害時に必要な機能や要件を検討するための論点を整理

<必要な情報が届かない>

- 多数の被災者が各地に分散するため、自治体間の情報伝達が追いつかない
- 避難所外避難者の把握が難しく、支援が行き届かない



<情報の一元化>

- 自治体独自にシステム整備、情報項目が異なる等、情報の一元化が困難
- 情報管理ルールがなく、情報共有や管理が不十分



<個人情報の保護・活用>

- 平時からの備え、災害時の個人情報の取扱い及びデジタル活用
- 関係者で共有が可能な仕組みがない
- 県は、住民情報を保有していない。



▼本日の主な議題

<論点1 扱う情報の範囲、項目>

- 1-1_広域避難対策(業務フロー、データフロー、データモデル)
- 1-2_避難所外避難者対策(必要機能、データフロー、データモデル)

<論点2 システムの導入・運用>

- 2-1_システムの導入(必要性の整理、効果検証、コスト算出等)
- 2-2_システムの運用(具体的な手順、共有範囲設定と同意取得等)

<論点3 全国展開に必要な事項>

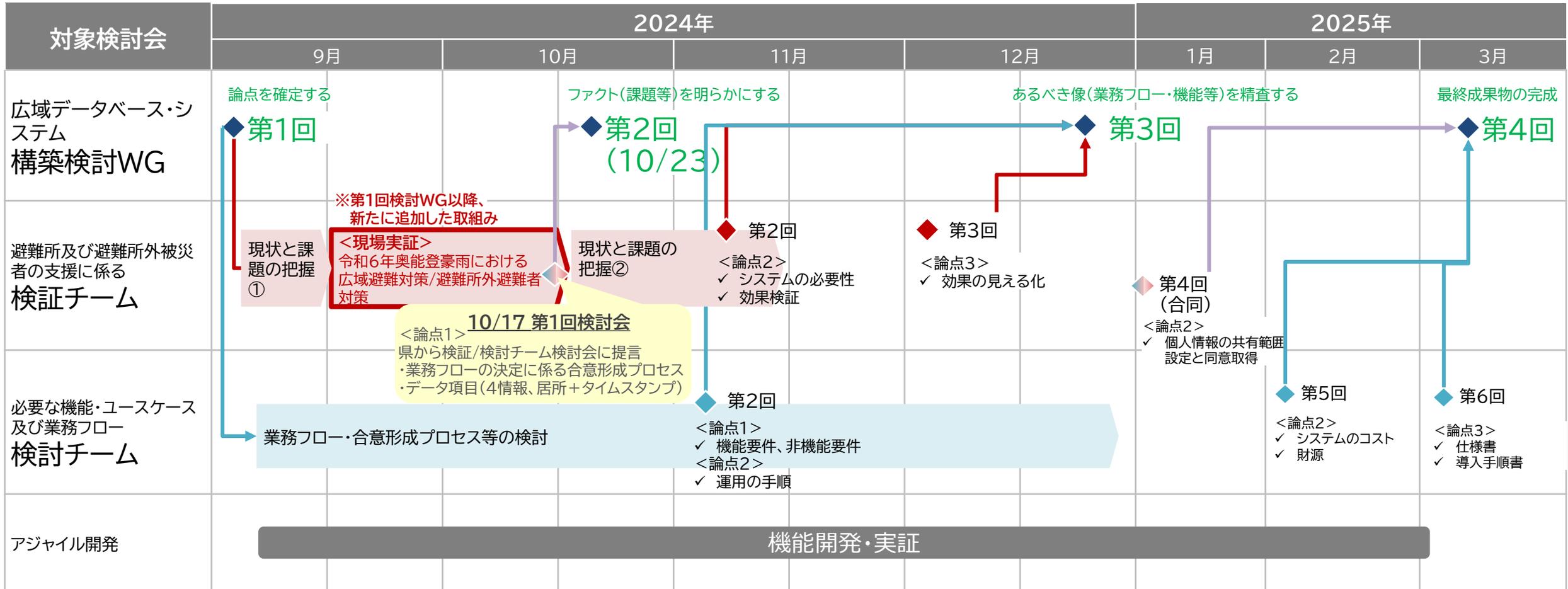
- 3-1_具体の取組内容(仕様書・導入手順書、全国展開促進施策等)
- 3-2_システムの継続的な評価、改善(効果の見える化等)

検討体制及びスケジュール



- ・検討体制として、検討WGの下に「避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム」および「必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム」を立ち上げる。検証チーム・検討チームで精査・起案したものについて、検討WGにて合意形成を行う。
- ・検討WGは計4回、検証/検討チームは、10月に第1回キックオフを開催後、以降は定期的の実施予定（具体的なスケジュールは検討中）
- ・第1回検証/検討チームは、第2回検討WGに向けて、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における広域避難対策・避難所外避難者対策の実施に基づく、石川県からの提言（次項詳細）について、協議を行う。

<今後の主なスケジュール>



【参考】＜論点1-1＞広域避難対策(業務フロー、データフロー、データモデル)

検証チーム、検討チームにおいて、以下の点を検討する。

＜広域避難対策の業務における検討事項の一例＞

＜検証チームの役割＞

広域避難に係る実態(現状・課題)調査

調査項目	
業務担当課(協力・委託先含む)	確認が必要な情報
1_能登半島地震における業務担当課及び事務分担等の把握	1_能登半島地震への対応にあたって共有が必要だった情報(扱う人、時期、項目、形式、システムの有無)の把握
2_過去の災害における業務担当課及び事務分担等の把握	2_過去の災害での対応にあたって共有が必要だった情報(〃)の把握
3_石川県及び他都県「地域防災計画」に定める広域避難対策の現状(業務標準の有無)の把握	3_データ標準の有無
4_想定する関係者及び業務内容の把握(応援協定、体制、委託先等)	4_具体的な業務の中での個人情報の共有範囲、本人同意取得の必要性、規定の必要性等の検討
など	など

＜検討チームの役割＞

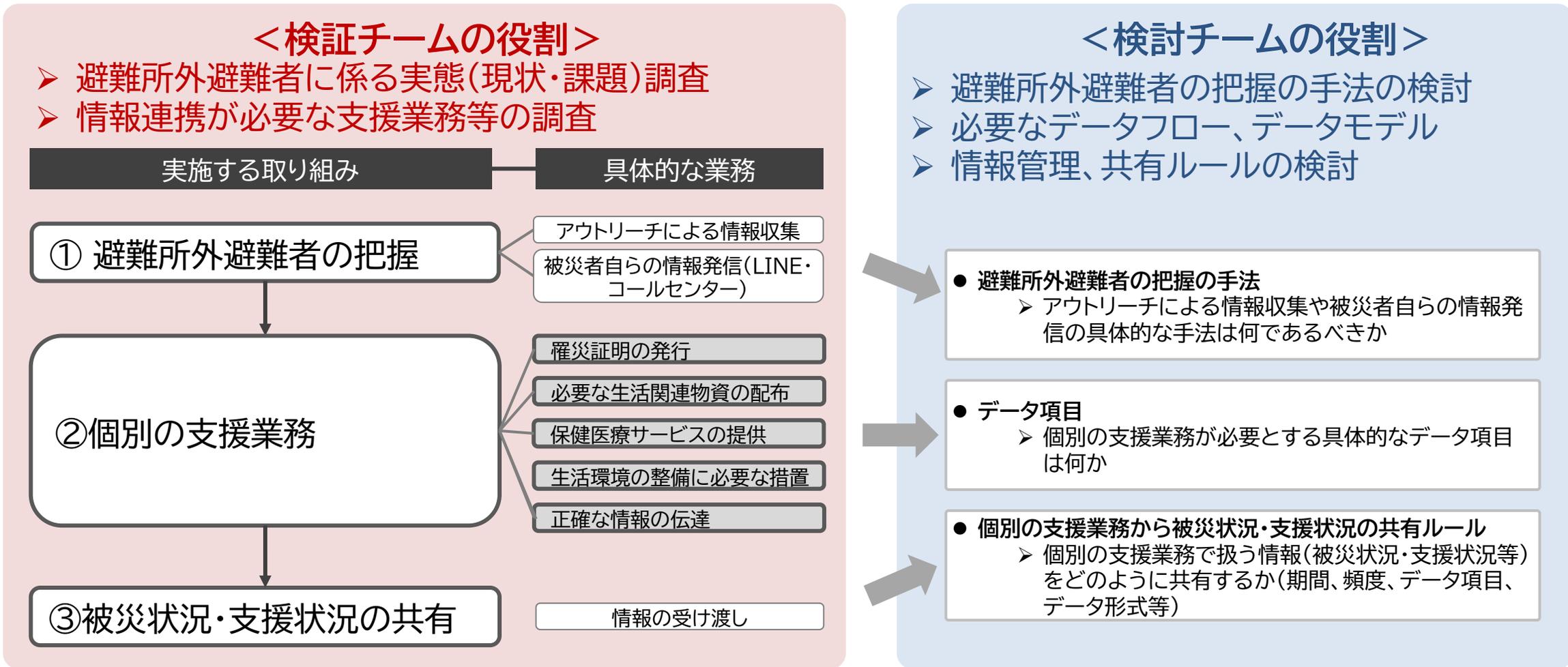
広域避難対策に必要な機能と業務フロー等の検討



【参考】＜論点1-2＞避難所外避難者対策(必要機能、データフロー・データモデル)

検証チーム、検討チームにおいて、以下の点を検討する。

＜避難所外避難者対策の業務における検討事項の一例＞



＜能登半島地震/奥能登豪雨における取組み/目的＞

- ・支援が必要な避難所外避難者に漏れのない支援を実施するため、避難所外避難者の状況把握を実施
- ・状況把握は、避難所外避難者への訪問等によるアウトリーチのほか、被災者自らに情報発信を促すことが効果的であることから、以下の取組みを実施

＜取組内容＞

＜被災者自らの情報発信＞

避難所を離れ、自宅や車中泊、県内外の親戚宅等に避難された方などを対象に、今後の支援のため、**連絡先等を登録する窓口を開設**（WEB又は電話）

避難所以外で避難生活を送る被災者

WEB



電話

情報登録窓口

0120-247-001

朝9:00～夕方6:00
(土日祝含む)

＜登録情報＞
避難先、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等

※ 避難先が変わった場合は、変更登録を依頼

＜利用目的＞
罹災証明書や給付金のご案内など、今後の行政からの支援のために活用
(県から登録者へ情報提供、県から住所地市町へ登録情報の提供)

＜アウトリーチの実施＞

県の支援などを通じて把握した情報を被災者データベースに追加、被災者の状況等を県・市町等の関係者が共有し、支援の重複・漏れ防止、効率的な被災者支援を実施

来たらタッチ登録

- ・避難所、入浴施設(自衛隊入浴支援含む)で被災者にSuicaを配布
- ・タッチ機能を活用し、被災者自らの情報提供による状況把握
- ・入浴施設利用者の受付が簡略化され、施設側の事務負担を軽減

登録者数 16,473名



＜Suicaの配布窓口、カードリーダー＞

在宅高齢者等への訪問情報登録

- ・被災者の孤立防止等のため、早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等を集中的に実施(被災高齢者等把握事業を活用)

登録者数 8,881名



＜タブレットを用いた支援記録の作成＞

義援金(特別給付分)の登録状況

- ・七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の全住民に各5万円を配分
- ・オンライン・郵送(2/26～)、窓口(3/18～)申請の受付開始

登録者数 120,143人

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に令和6年(2024年)1月1日に、住民登録している皆さまへ義援金(特別給付分)配分のお知らせ

配分対象をご確認の上申請にお申し込みください。

オンライン申込みはこちら

＜オンライン申請フォーム＞

【参考】＜論点1-2＞避難所外避難者対策に係る避難所外被災者の状況把握の取組み

＜取組実績＞

- ・支援を通じたアウトリーチにより、多くの被災者の状況把握を実施（登録率約97%）
- ・被災者自らに情報発信を促すことにより、避難先が変わった場合等の状況把握も実施（登録率約10%）

＜取組実績（被災者自らの情報発信）＞

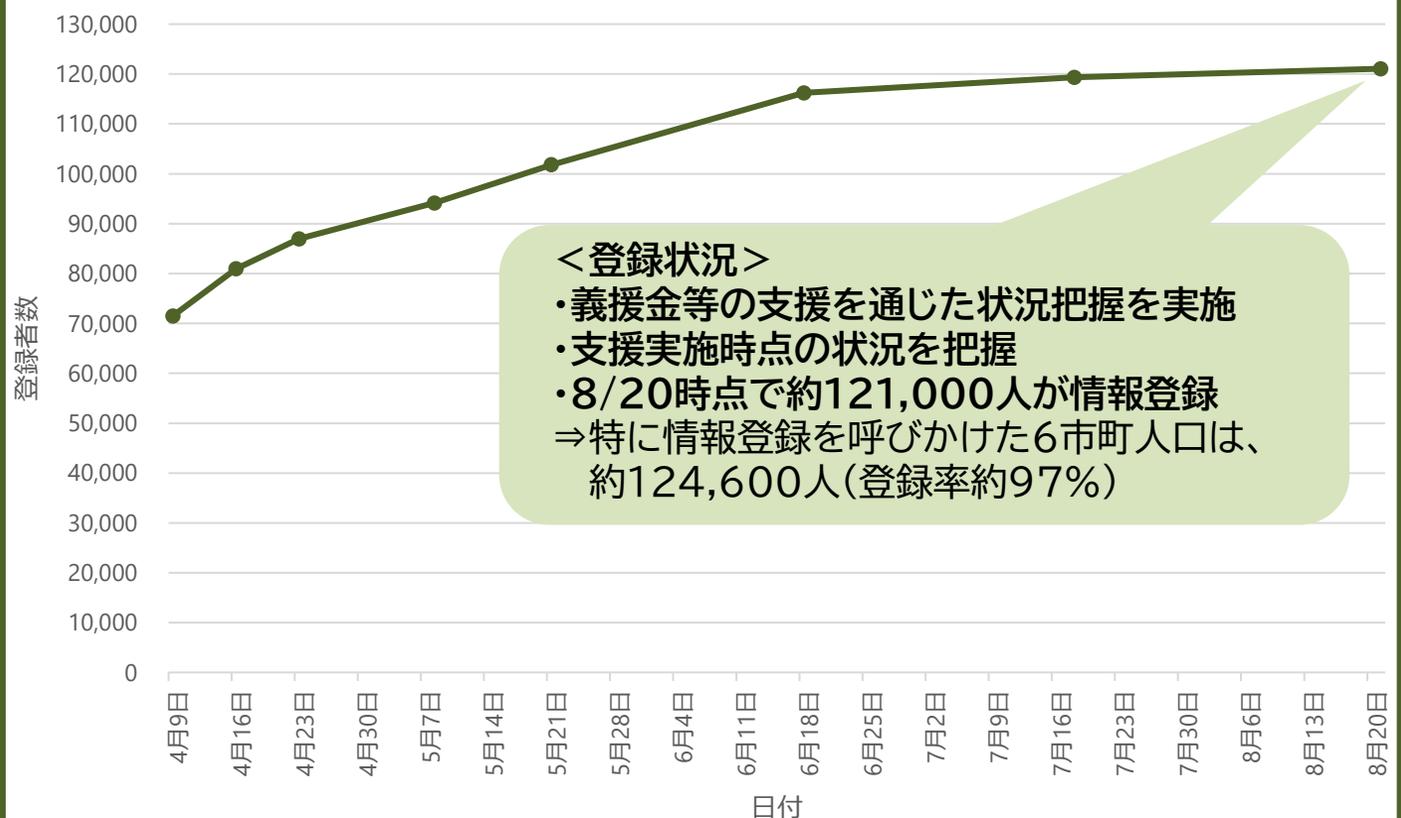
被災者自らの情報発信（LINE/コールセンター登録状況）



＜登録状況＞
 ・1/19から県公式LINE等を通じて登録を呼びかけ
 ・避難先が変わった場合は、変更登録を依頼
 ・3/31時点で約13,000人が情報登録
 ⇒特に情報登録を呼びかけた6市町人口は、約124,600人(登録率約10%)

＜取組実績（アウトリーチの実施）＞

アウトリーチの実施（Suica/高齢者等把握事業/義援金申請）



＜登録状況＞
 ・義援金等の支援を通じた状況把握を実施
 ・支援実施時点の状況を把握
 ・8/20時点で約121,000人が情報登録
 ⇒特に情報登録を呼びかけた6市町人口は、約124,600人(登録率約97%)

【協議】

広域避難対策・避難所外避難者対策の実施に基づく
石川県からの提言、議論したい事項

広域避難対策・避難所外避難者対策を通じた気づき

① 広域避難対策では、標準業務フローに加え、その合意形成のプロセスが重要であった。

② 被災者情報の紐付けに、キーとしての基本4情報の重要性が実証された。

③ 被災者把握に向けて居所とタイムスタンプの情報が必要・有効性が実証された。

WGに向けた提言

導入手順書に、業務フローに加え合意形成プロセスのガイドラインも追加

基本4情報を標準仕様書におけるデータモデルの軸とする

基本4情報に加え、標準仕様書内のデータ項目に居所とタイムスタンプを追加

広域避難対策/避難所外避難者対策の実施に基づく石川県の気付き(詳細)

石川県の気付き	詳細
<p>① 広域避難対策では、標準業務フローに加え、その<u>合意形成のプロセス</u>が重要であった</p>	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震を踏まえて作成した広域避難における業務フローは、今回の奥能登豪雨においては、そのまま活用することができなかった。例えば、能登半島地震の際は、1次避難所→1.5次避難所→2次避難所という流れで広域避難を行ったが、今回は、2次避難の希望者が100人以下と能登半島地震に比べて小規模であったこともあり、1.5次避難所を設けず、代わりにワンストップ窓口を設置した等、<u>能登半島地震の広域避難の時とは異なったオペレーション</u>になった <p>＜効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 奥能登豪雨においては、広域避難の開始前に、<u>事前にステークホルダー間(避難先、県庁、委託事業者等)で、業務フローの検討を行い、また、広域被災者DBとの接続方法等のすり合わせを行う</u>ことで、広域被災者データベース・システムの活用を前提とした業務フローの作成および情報連携を実現することができた
<p>② 被災者情報の紐付けに、<u>キーとしての基本4情報</u>の重要性が実証された</p>	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震においては、様々な名簿情報(広域避難者名簿や要支援者名簿等)が存在していたが、<u>一部の避難者の基本4情報に抜け漏れが存在し、被災者情報の名寄せ作業に時間を要してしまった</u>(一部においては、目視での名寄せ作業も発生していた)。 <p>＜効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 奥能登豪雨においては、<u>事前に基本4情報を各名簿で記載するようにフォーマットを修正</u>し、その結果、広域被災者データベース上での被災者情報の名寄せに係る作業時間が短縮された また、被災者個人に係る多数の情報が基本4情報をキーに、一元的に管理されるようになったことで、2次避難所における健康観察や、避難者が自宅へ帰宅した後における見守り支援事業等において、保健師が多くの情報をもとに、被災者一人一人に適した支援を実施できるようになった
<p>③ 被災者把握に向けて<u>居所とタイムスタンプの情報</u>が必要性・有効性が実証された</p>	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震では、<u>2次避難所を退所した一部の避難者の行方を行政が把握できていない</u>ケースがあり、また、罹災証明書の発行に際しても、避難者が1次避難所、1.5次避難所、2次避難所などを転々としていたため、市町が発送前に居所を確認するなどの負荷がかかってしまっていた また、県内の一部自治体からは、<u>広域避難された町民の状況を役場が十分に把握できておらず</u>、広域避難先自治体からの問い合わせがあった際に初めて自分の自治体に所属する住民が広域避難していたことを確認できたという声もあった <p>＜効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 奥能登豪雨では、<u>各名簿から居所およびタイムスタンプを取得するようにフォーマットを修正</u>することで、避難者(自宅に帰宅した避難所外避難者含む)の最新の居所を把握できるようになった

《本日、特にご意見をいただきたい点》

- ① 広域避難対策・避難所外避難者対策において、市町が被災者対応に追われる中、県(関係課)と市町との間で業務フローを決めるまでの合意形成のプロセスはどうあるべきか
- ② 広域被災者データベース・システムで名寄せに使われるキーは、基本4情報が適切か。適切ではないと考える場合、どのようなキーが適切か。
- ③ 被災者把握に必要な関係者間で共有すべき重要性の高い情報として、「居所＋タイムスタンプ」以外に何があると考えられるか
- ④ その他ご意見

【共有】

令和6年奥能登豪雨への対応

奥能登豪雨の発生による対応方針の見直しについて

- 2024年9月21日、低気圧と前線の影響により**奥能登エリアで豪雨が発生（令和6年奥能登豪雨）**。
- 輪島市から2次避難の要請を受け、広域避難の実施を決定。
- 広域避難を実現するにあたり、輪島市、石川県、委託先間で以下の整理を行い、業務フローを構築することが求められた。

業務担当課(協力・委託先含む)

- 1.業務担当課及び事務分担等の把握
- 2.想定する関係者及び体制の把握（応援協定、委託等）
- 3.避難窓口、広域避難、避難所運営に係る業務内容の把握

確認が必要な情報

- 1.広域避難を行うにあたり必要な情報の把握（扱う人、時期、項目、形式、システムの有無等）
- 2.データ標準の可否、要否
- 3.複合災害が発生した場合の個人情報の共有範囲、本人同意の取得の必要性等

- 当初、検証チーム調査で明らかにする必要のあった、広域避難に係る実態（現状・課題）について、今回の奥能登豪雨での対応を通じて検証し、明らかにできると想定。同時に広域避難対策に必要な機能と業務フローを検討するため、**奥能登豪雨における二次避難対応を優先**することとした。
- 能登半島地震における広域避難の業務担当課や確認が必要な情報など、今回の広域避難対策を通じて明らかにできない内容については、第2回構築検討WG以降で、奥能登豪雨の対応を踏まえつつ調査（アンケート）を実施予定である。

令和6年能登半島地震/令和6年奥能登豪雨に係る情報収集と避難対策

広域災害対応	令和6年能登半島地震	令和6年奥能登豪雨
発災 人的/住家被害	1/1 死者397名/行方不明3名/87,577棟（10/4時点）	9/20-21 死者14名/414棟（10/9時点）
情報収集/把握	<p><状況把握の困難性> 【通信】6市町の約80%で障害 【発災】日没近く、航空機等で情報収集が困難</p> <p><被災地進入・活動の困難性> 【地理】半島と山がちな地形等の制約 【道路】42路線87か所通行止め、アクセスルートが遮断 【海路】隆起により、海路からの進入も制約 等</p>	<p><状況把握の困難性> 【通信】4市町で約30%で障害</p> <p><被災地進入・活動の困難性> 【地理】〃 【道路】25路線48か所通行止め、アクセスルートが遮断 【海路】〃</p>
1次避難/孤立	<p>【避難所】423か所、40,688人 【孤立】2市2町_24地区/3,345人</p>	<p>【避難所】9/22_108か所/1,453人 【孤立】9/22_2市1町/115か所</p>
広域避難 判断/指示発令	<p><インフラ・ライフライン/避難生活> 【水】6市町約34,400戸が断水（送水管破損※長期断水の見込） 【電気】約6,500戸が停電 【住家】全壊6,055棟、半壊18,081棟 【避難者】過疎地域かつ高齢者が多数 ※要配慮者多数</p> <p><広域避難の判断> 【避難が必要な被災者】 ・県が広域避難を呼びかけ（避難生活の長期化が見込まれること、避難者の生活環境を確保する必要から）</p> <p>【避難先確保】 ・1/8_1.5次避難所1施設、約500名分確保 ・1/9_2次避難所168施設、約5,000人分確保</p>	<p><インフラ・ライフライン/避難生活> 【水】3市町約5,000千戸断水(水道施設停止、送水管破損) 【電気】約6,500戸が停電 【住家】全壊16棟、床上/下浸水398棟（仮設床上浸水222棟） 【避難者】 〃</p> <p><広域避難の判断> 【避難が必要な被災者】 ・市町から2次避難の要請を受けた後、市町との協議の上、避難者への広域避難の意向調査を実施</p> <p>【避難先確保】 ・一次的な避難施設（1.5次避難所）は設けない ・9/30_2次避難所36施設、約900人分を確保</p>

【参考】広域避難対策に係る業務フローの検討プロセスについて

< 令和6年奥能登豪雨に係る広域避難対策で得た気づき >

- 災害規模や避難者数等に応じた業務フローの検討が必要 ⇒ 災害現場に応じて業務フローが異なる
- 発災前に関係者間で業務フローの決定に必要な事項を合意が必要 ⇒ 発災後、被災市町で業務フローの整理は困難

日時	事象・対応
9/21(土)	「令和6年奥能登豪雨」が発生。災害救助法の適用（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
9/22(日)	【避難所】9/22_108か所/1,453人、【孤立集落等】9/22_2市1町/115か所 ※9/22_県災対本部員会資料より
9/26(木)	輪島市の要請を受け、県が2次避難の受入、輪島市に2次避難受付、健康チェック窓口開設準備を進める。
9/27(金)	県が2次避難に係る業務フロー（案）、被災者データベース、健康相談用システムを構築
9/30(月)	・県担当課及び委託事業者によるリハーサルの実施（@石川県庁） ・県が、避難先市町に対し、健康相談に係る説明会を開催（@オンライン）
10/2(水)	輪島市が県に広域避難を希望する避難者リスト（65人）を提供
10/3(木)～4(金)	県が避難先市町に健康相談用端末を配布（タブレット、wifiルーター等）、操作説明（@避難先市町）
10/3(木)～4(金)	輪島市が2次避難を希望する避難者に対し、2次避難先（ホテル等への避難可否）を連絡
10/4(金)	県がホテル等に2次避難する避難者に健康確認、申込場所/日時を案内
10/7(月)	県が2次避難受付窓口を開設（@輪島市役所）
10/9(水)～10(木)	県が避難者に2次避難先・移動手段の連絡
10/11(金)	広域避難者が2次避難先に移動を開始

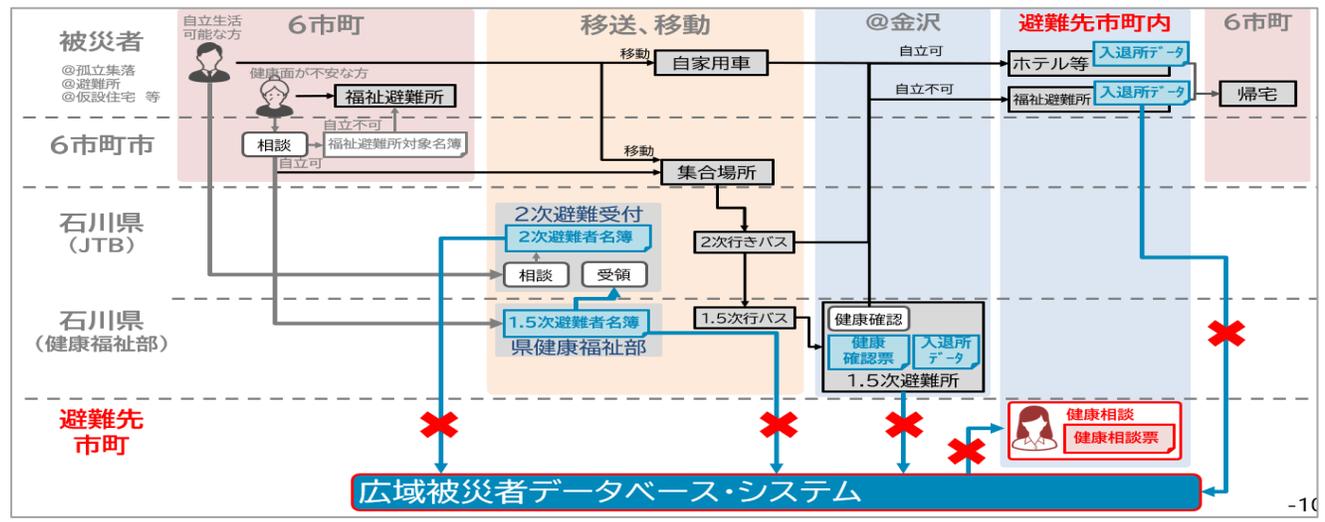
【参考】令和6年能登半島地震/令和6年奥能登豪雨に係る広域避難の業務フロー比較

奥能登豪雨における広域避難対応では、業務フローの作成にあたっての合意形成プロセスを踏んだことで、広域被災者データベース・システムの活用を前提とした、業務フローを作成することができた。その結果、関係者間での情報共有が迅速かつ容易になった（例：県が実施した健康確認結果の避難先市町への共有）

広域避難における業務フロー

能登半島地震

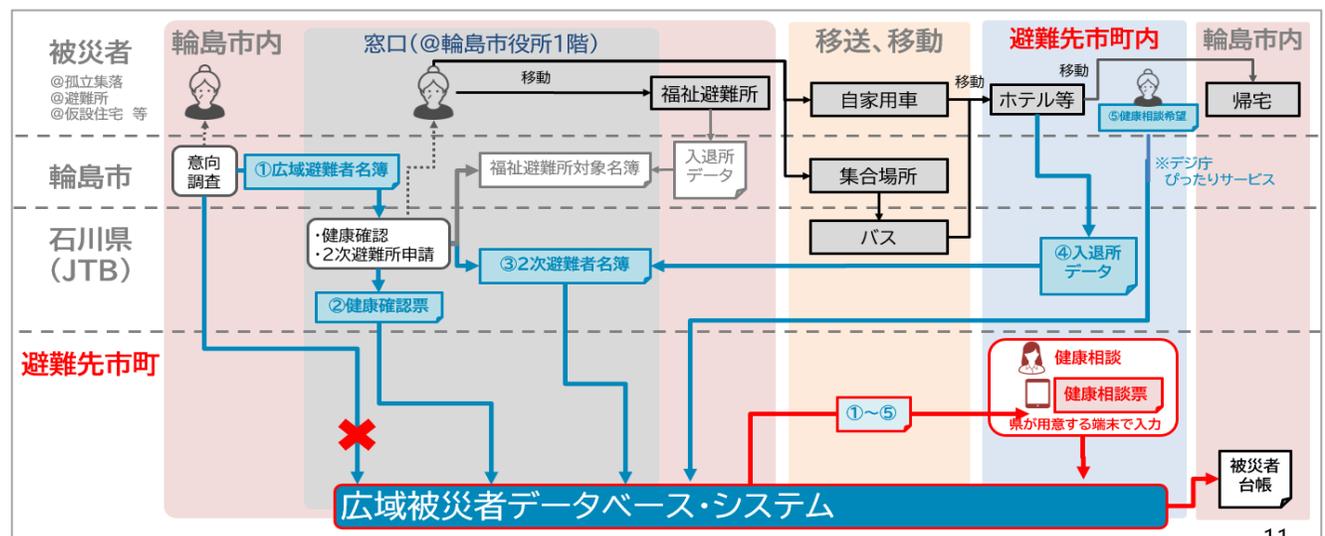
【合意形成プロセス】なし



奥能登豪雨

【合意形成プロセス】あり

- ✓ ステークホルダーの特定（避難元、県、避難先等）
- ✓ 役割、体制の整理
- ✓ 広域被災者DBを活用した業務フローの作成
- ✓ (適宜)情報連携



令和6年奥能登豪雨広域避難ロールプレイング

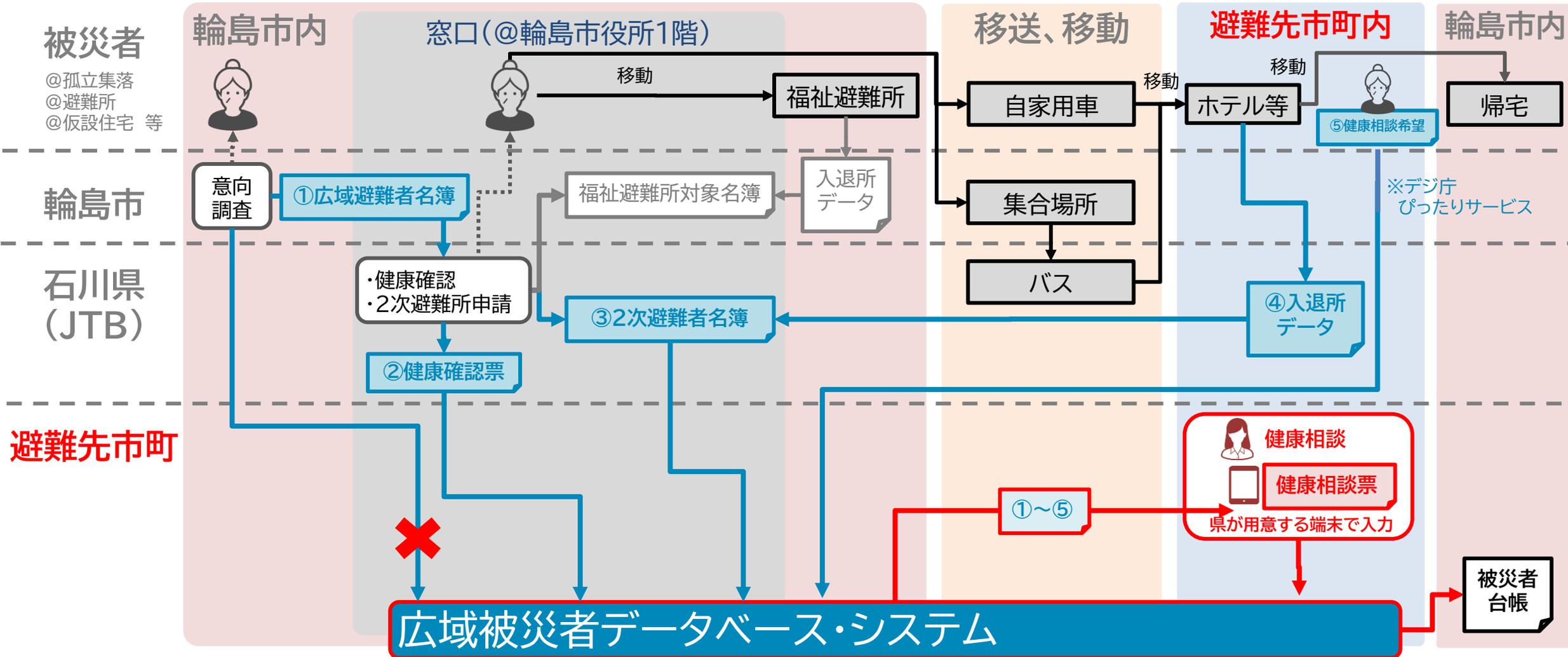
本日は、令和6年奥能登豪雨で実際に行った広域避難対応について、当時使用された申請書や広域被災者DB(デモ画面)を活用しながら、ロールプレイを実施します

《ロールプレイの目的》

- 今回の令和6年奥能登豪雨での広域避難対応において、広域被災者DBがどのように活用され、能登半島地震の際と比較して、どのような効果が見られたのか等について、理解していただきたい
- 今回の対応を踏まえて、本事業における論点の方向性(後述)のすり合わせをさせていただきたい

令和6年奥能登豪雨における広域避難対応の業務フロー

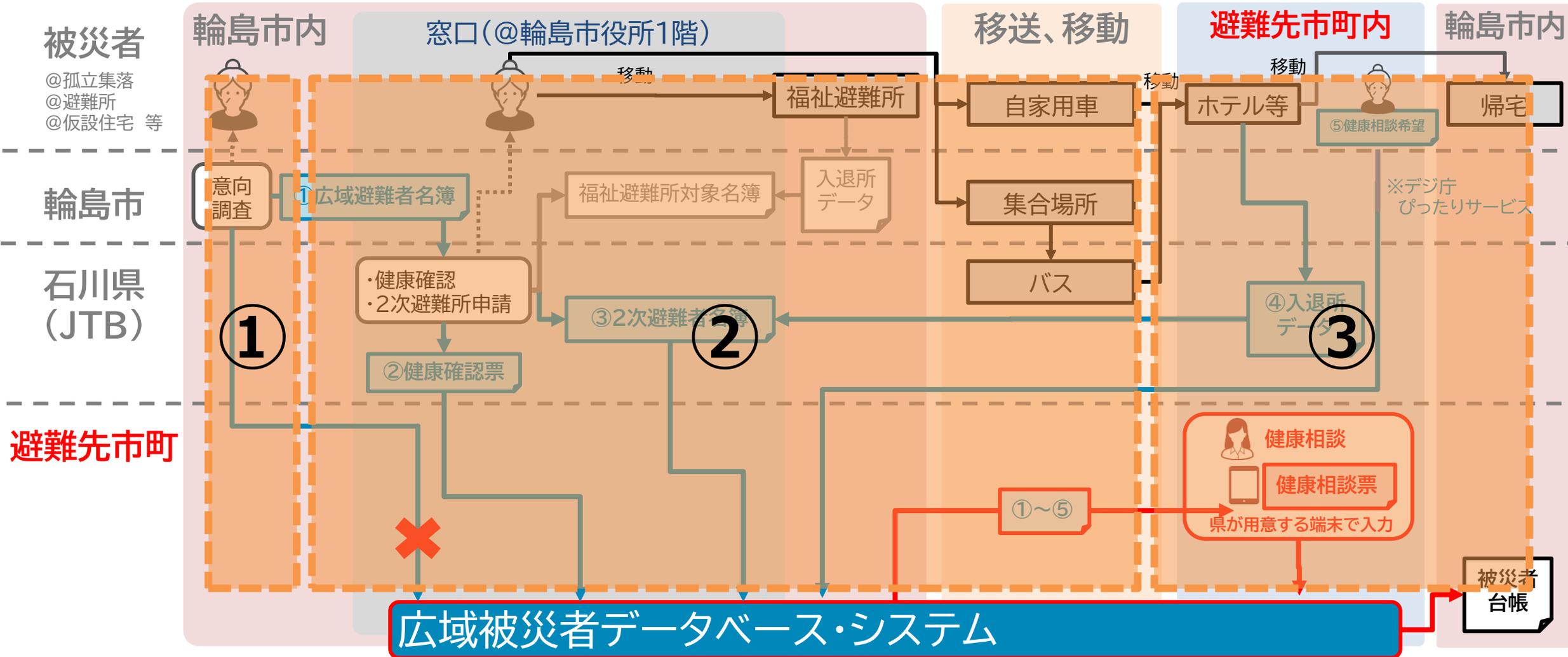
奥能登豪雨における広域避難対応の業務フロー



令和6年奥能登豪雨における広域避難対応の業務フロー

本日は、奥能登豪雨における広域避難対応の以下シーン①～③について、ロールプレイを実施します

奥能登豪雨における広域避難対応の業務フロー



【参考】奥能登豪雨における広域避難対応のシーナー覧（詳細シナリオ）

奥能登豪雨における広域避難対応のシーン(①②③:詳細シナリオ)

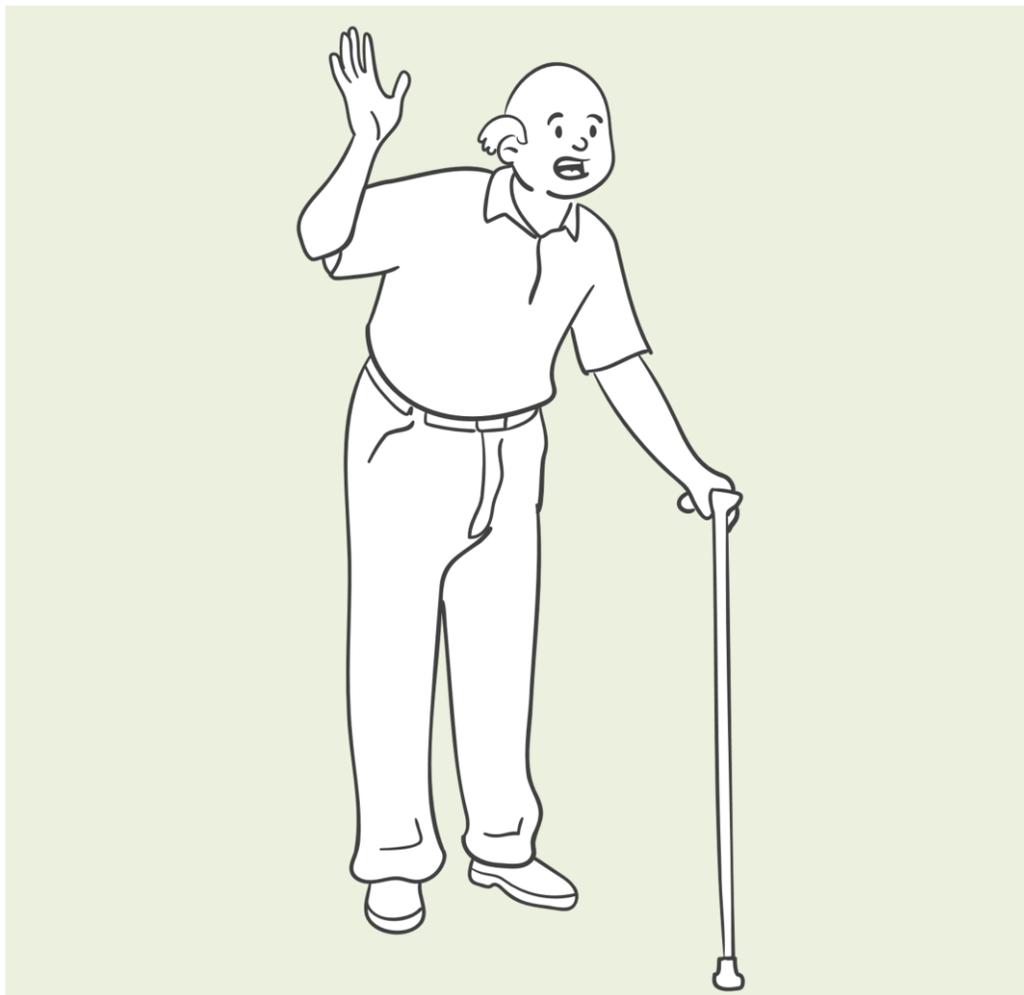
シーン	説明
①_意向調査 (所要10分/人) @輪島市指定避難所 市保健師1/被災者1	<ul style="list-style-type: none"> ① 意向確認（市保健師が避難者本人に対し、「本人であること/2次避難の意向」を確認する。） ② 実態把握（避難者が2次避難所で自立生活が可能か確認する。） ③ 今後の手続き説明（後日、県から2次避難所申込手続きに関する連絡がある旨を伝える。）
県(JTB)から電話連絡 県委託事業者1/被災者1	<ul style="list-style-type: none"> ①【電話】JTBから避難者に対して、2次避難所申込手続きをご案内したい旨をお伝えする ②10/7、10/8において、ご都合のよい時間と場所をお聞きする ③10/7の午前中、輪島市役所がよいとの回答を得たので、来所をお待ちしている旨をお伝えする
②_2次避難受付窓口 県保健師1/県委託事業者2 被災者1	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康確認（県保健師、委託事業者が避難者本人に対し、「本人であること」を確認し、「健康確認票」の記載を依頼する。） ② 健康確認票の記載（避難者本人が「健康確認票」を記載する。） ③ 健康状態を評価（県保健師が、2次避難所への入所の可否を評価し、2次避難所の申込窓口へ誘導する。） （ブースを移動） ④ 2次避難の申込（県委託事業者が避難者本人に対し、「申込書」の記載を依頼する。） ⑤ 申込書の記載（避難者本人が「申込書」を記載する。） ⑥ 宿泊施設滞在における同意事項の説明（県委託事業者が避難者本人に対し、「同意事項」を伝える。） ⑦ 今後の手続き説明（後日、県から2次避難先、移送/移動方法等に関する連絡がある旨を伝える。）

【参考】奥能登豪雨における広域避難対応のシーナー覧（詳細シナリオ）

奥能登豪雨における広域避難対応のシーン(①②③:詳細シナリオ)

シーン	説明
(翌日) ワンストップ窓口 ・県 (JTB) 2 ・被災者 1	<ol style="list-style-type: none"> ① 避難者が再度来所されたので、お名前の確認する ② JTBから避難者へ、案内書面をお渡しし、2次避難所の場所とチェックイン方法についてご案内
(翌々日) 2次避難所 ・ホテル 1 ・被災者 1	<ol style="list-style-type: none"> ① 避難者が来られたので、お名前の確認する ② 2次避難所が避難者に入所届を記入してもらう
③ (翌々日以降) 健康相談 ・七尾市保健師2 ・被災者1	<p>七尾市保健師が電話連絡し、事前に訪問日時を伝える。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健康相談（市保健師が2次避難所を訪問。避難者本人に対し「本人であること」を確認し、「輪島市意向調査」及び「県健康確認」で把握した「配慮が必要な事項」等を考慮し、「健康相談」を実施する。） ② 健康相談の説明（必要に応じて継続的に健康相談に何う旨を伝える。）

今回のロールプレイにおける登場人物（避難者）



- **氏名**
 - ・ 石川 太郎（イシカワ タロウ）
- **生年月日**
 - ・ 1944年1月1日（80歳）
- **性別**
 - ・ 男性
- **住所**
 - ・ 輪島市河井町●番地（独り暮らし）
- **一次避難先**
 - ・ 輪島市指定避難所
- **健康状態**
 - ・ 特段の障害なし、高血圧、アレルギー、服薬あり（睡眠薬）
- **配慮が必要なこと**
 - ・ 持病の腰痛を抱えるが、自力で歩行は可能
 - ・ 精神面でやや不安定だが生活に支障はなし

令和6年奥能登豪雨広域避難ロールプレイング

令和6年奥能登豪雨 広域避難ロールプレイング

※URLを共有した関係者にのみ限定公開

【参考】意向調査票（シーン①）

様式1-①
 (高・障)実態把握票 面接日 年 月 日 面接相手() 面接者()

対象者 氏名	(フリガナ)	男・女	年 月 日生(歳)
住所		電話	

相談内容

主訴
(不自由・困りごと等)

緊急連絡先

氏名	続柄	住所	電話

家族構成

《ジェノグラム》 ☆キーパーソン 独居・高齢者世帯・日中独居・その他

健康管理(現病歴)

疾病名	医療機関・かかりつけ薬局	※ 服薬状況	受診状況・症状・必要な処置等
		無・有(回/日)	

福祉手帳・介護認定

障害者手帳	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	身障(級 部位)・療養(<input type="checkbox"/> A・ <input type="checkbox"/> B)・精神(級)
介護・障害	介護認定 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(支援1・2・介護1・2・3・4・5)	
認定の有無	障害者支援区分認定 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(支援区分1・2・3・4・5・6)	
利用サービス		ケアマネ・相談支援員

生活状況

身体症状	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(麻痺・拘縮・筋力低下・しびれ・痛み・坐位保持・立位保持)
※ ADLの状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(食事・排泄・入浴・衣服着脱・整容・移動)
IADLの状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(掃除・洗濯・買物・調理・金銭管理)
※ 精神症状	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(うつ症状・閉じこもり・不安・認知症・知的障害・精神障害)
行動障害	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(集団不適合・パニック発作・接触過敏・聴覚過敏)
コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(視力・聴力・言語障害・その他)
環境状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> ベッド使用 <input type="checkbox"/> 段差昇降時手すり必要 <input type="checkbox"/> シャワーチェア使用

食事

食物アレルギー	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	今までの生活の様子(1日の過ごし方) 0 6 12 18 24
形態	<input type="checkbox"/> 常食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ミキサー食 <input type="checkbox"/> とろみ <input type="checkbox"/> その他()	
口腔・嚥下機能	<input type="checkbox"/> 嚥下(<input type="checkbox"/> 有(上・下) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり()	

住環境

持家(一戸建て)	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅(公営・民間含む)	<input type="checkbox"/> 社宅	<input type="checkbox"/> その他()
住宅の状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他()		
ライフライン	水道(可・不可・不明)・電気(可・不可・不明)・ガス(可・不可・不明)		
今後の見通し	<input type="checkbox"/> 見通しつかず <input type="checkbox"/> 落ち着いたら帰る <input type="checkbox"/> 子ども・親戚の家へ行く <input type="checkbox"/> その他()		

判断・理由・配慮すべき事項

本書における実態把握に基づき、対象者の避難生活継続にあたっては、福祉避難所を利用することが適切であると判断する。

年 月 日 担当者氏名()

【一般避難所から福祉避難所への移動手段】 自家用車・家族の送迎・その他()

✓ 1次避難所（仮設住宅含む）にて、輪島市職員が避難者に対して左記の項目に関するヒアリングを実施する

✓ 健康上の問題等により、2次避難所への避難が難しいと判断された場合は、福祉避難所への避難を案内する

【参考】健康確認票（シーン②）

実施日	2024年 月 日	
整理番号	_____	

健康確認票

・2次避難所（ホテル、旅館）のご利用が可能な方は、自立した生活が可能です。
 ・本票は避難者一人につき一枚記入の上、職員に提出してください。

氏名(フリガナ)	性別	生年月日	年齢
()	男・女	明・大 昭・平 令	年 月 日 歳

被災前住所(1月1日時点の住所) 携帯電話番号(日中連絡が取れる連絡先)

障害の程度

特段の障害なし

介護保険(介護度) 身体障害者手帳(級)

療育手帳(級) 精神保健福祉手帳(級)

その他 { }

不安のある行動がある場合には、該当する項目をお知らせください

特段の支障なし

	食事	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	その他()
一部介助						
全介助						

介助者の氏名(続柄) _____

病気や薬などの情報がある場合には、該当項目をお知らせください

特段の支障なし

現在治療中の病気	医療器材・器具
<input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 高脂血症	<input type="checkbox"/> 在宅酸素
<input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 心疾患	<input type="checkbox"/> 人工透析
<input type="checkbox"/> 脳血管疾患 <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患	<input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 肝疾患 <input type="checkbox"/> 腎疾患	
<input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 感染症・結核	
<input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> アレルギー	
<input type="checkbox"/> その他	

薬は何日分ありますか？
次回受診予定日： _____

かかりつけの医療機関 _____

食事への配慮

必要 ・ 不要

塩分制限食 糖尿病食 アレルギー食

透析食 乳幼児用の食品

その他 _____

下記の事項をご確認の上、口をお願いします

ご提供いただいた個人情報は、令和6年低気圧と前線による大雨に伴う災害に関して適切な支援¹⁾、情報提供²⁾、対応の検証を行う目的で、被災市町、広域避難者の受入市町村、都道府県、学術研究機関、民間の支援団体等に必要範囲で共有することに同意します。
 *1 石川県地域防災計画における被災者への支援(義援金配分・安否確認・情報分析等)
 *2 各種支援制度の周知 等

バーセルインデックス(Barthel Index)抜粋

氏名 _____

項目	点数	質問内容	○・×
1 歩行	15	45M以上の歩行ができますか(杖・歩行器・車椅子、歩行器は除くの使用の有無は問わず)	
	10	45M以上の歩行ができませんが(杖・歩行器の使用を含む)	
	5	歩行不能の場合、車椅子にて45M以上の歩行が可能	
	0	上記以外	
2 階段昇降	10	一人で登れますか(自立、手すりなどの使用の有無は問わない)	
	5	介助または監視を要する	
	0	不能	
3 トイレ動作	10	一人でトイレに行くことができますか(自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブルトイレなどを使用している場合はその洗浄も含む))	
	5	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	
	0	全介助または不可能	
4 排便コントロール	10	一人でできますか、失敗することはありませんか(失禁なし、膀胱、坐薬の取り扱しも可能)	
	5	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	
	0	上記以外	
5 排尿コントロール	10	前項目と同様(失禁なし、収尿器の取り扱いも可能)	
	5	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	
	0	上記以外	
6 入浴	5	一人で入浴できますか(自立)	
	0	部分介助または不可能	
7 食事	10	一人で食事ができますか(自立、自助具などの装置可、標準的食事に食べ残さず)	
	5	部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	
	0	全介助	
8 着替え	10	ひとりで着替えはできますか(自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む)	
	5	部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分でできる	
	0	上記以外	
9 整容	5	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)	
	0	部分介助または不可能	
10	その他配慮が必要な事項		

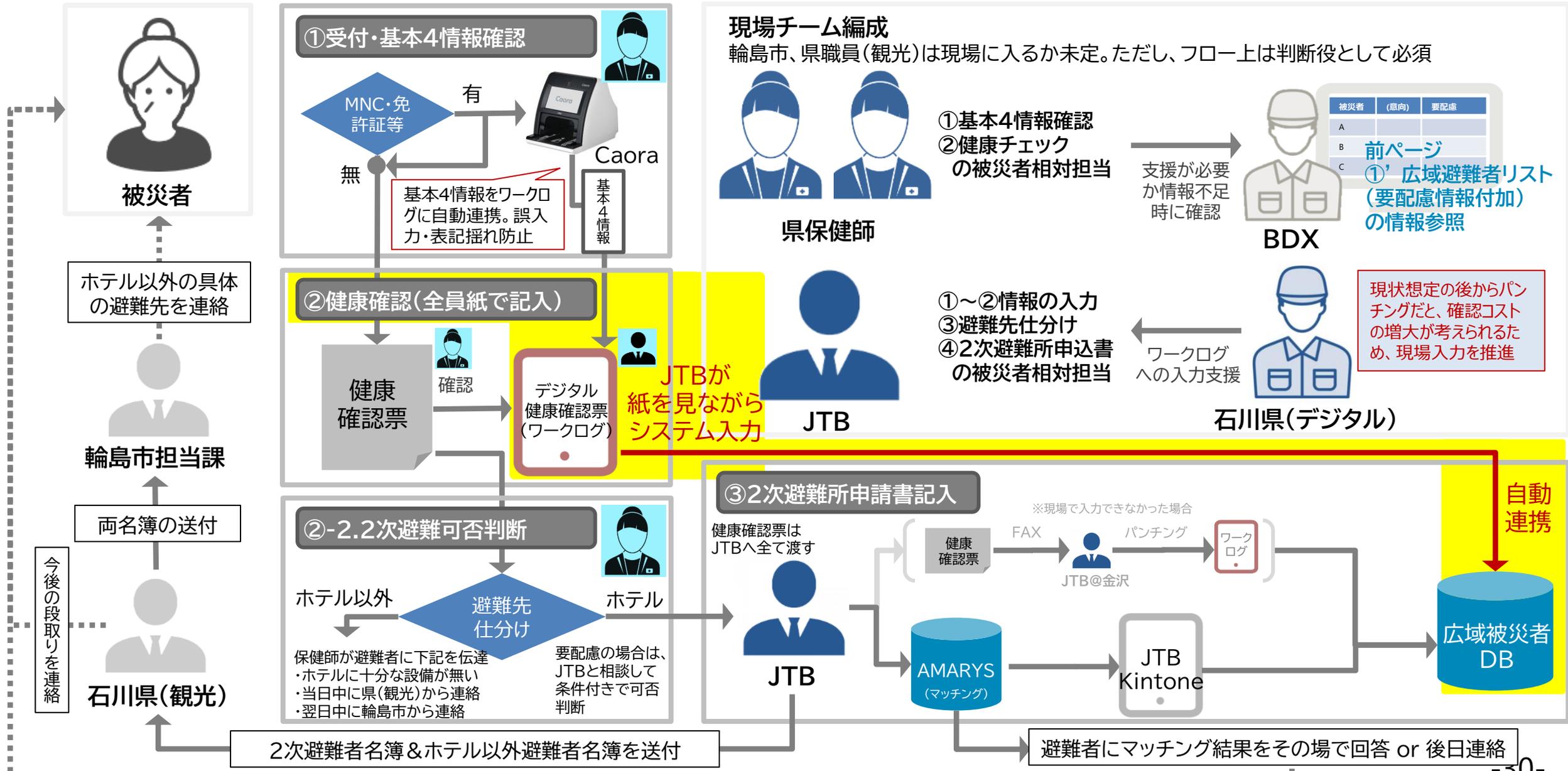
評価	2次避難所への入所	可 ・ 要配慮 ・ 要検討
		※ 配慮が必要なこと ・ 階段の上り下りが難しい(エレベーターが必要) ・ 大浴場での入浴が難しい ・ 通院など外出への配慮(自家用車なし) ・ その他()

確認者 _____

✓ ワンストップ窓口にて、保健師が避難者に対して、左記の項目に関してヒアリングを実施し、最終的な2次避難所への入所可否を判断する

✓ ヒアリング内容をシステム（ワークログ）に直接入力することも可能であるが、紙に記載した場合は、その後委託事業者（JTB）が手動でパンチング作業を実施する必要がある

【参考】健康確認票（シーン②） ※広域被災者DB・システムへのデータ取込作業



【参考】2次避難所の申込書（シーン②）

石川県内の 宿泊施設における 2次避難所の 申込書

申込日 / 2024年 月 日

① 【申込グループ】

申込代表者情報	代表者氏名	トリアージNo
	連絡先(携帯電話)	
	緊急連絡先(親族等) 本人との関係 ()	

申込No (事務局記入欄)		
決定ホテル・旅館		
受付担当	確認担当	

↓ 申込代表者と避難希望者が同一の場合もご記入ください。

避難希望者情報	ふりがな		能登半島地震発災前の自宅住所	豪雨発生前の居住地	生年月日	食事付の有無	移動手段	車椅子の持込有無	透析	妊産婦
	氏名	性別								
	男	〒		自宅 仮設住宅 No. [] 市 [] その他 []	大・昭・平・令 年 月 日	3食付 食事なし	貸切バス 自家用車等	電動 手動 なし	あり なし	
	女									
	男	〒		自宅 仮設住宅 No. [] 市 [] その他 []	大・昭・平・令 年 月 日	3食付 食事なし	貸切バス 自家用車等	電動 手動 なし	あり なし	
	女									
	男	〒		自宅 仮設住宅 No. [] 市 [] その他 []	大・昭・平・令 年 月 日	3食付 食事なし	貸切バス 自家用車等	電動 手動 なし	あり なし	
	女									
	男	〒		自宅 仮設住宅 No. [] 市 [] その他 []	大・昭・平・令 年 月 日	3食付 食事なし	貸切バス 自家用車等	電動 手動 なし	あり なし	
	女									

該当の方は○を付けて下さい。

- ✓ 2次避難所への避難が決まった避難者は左記の申込書を記入する
- ✓ その際、食事付きの有無や、移動手段、車椅子の持ち込み有無等の希望も伺い、2次避難先（旅館等）とのマッチングの際の参考情報とする
- ✓ 個人情報の利用及び提供に関する本人同意を取得

チェックイン希望日 チェックアウト日(予定)

② 【滞在希望期間】

2024年 月 日 から 2024年 月 日

③ 【宿泊施設での駐車場利用有無】

あり()台 / なし

④ 【ペットの同伴有無】

あり(種類 数) / なし

WA-202410

備考	
----	--

下記の事項をご確認の上、をお願いします。

- 裏面の宿泊施設滞在中の同意事項の内容に同意し、案内事項を遵守します。
- ご提供いただいた個人情報は、令和6年低気圧と前線による大雨に伴う災害に関して適切な支援(※1)、情報提供(※2)、対応の検証を行う目的で、被災市町、広域避難者の受入市町村、都道府県、学術研究機関、民間の支援団体等に必要範囲で共有することに同意します。
(※1)石川県地域防災計画における被災者への支援(義援金配分・安否確認・情報分析等)、(※2)各種支援制度の周知 等

【参考】2次避難所の申込書（シーン②）

宿泊施設滞在における同意事項

チェックイン（入所）について

チェックイン日（入所）当日に、宿泊施設へ「入所届」を提出してください。

〈宿泊施設までの移動〉

【自家用車をご利用の方】

- 駐車場は宿泊施設の指示に従ってください。
※駐車代が有料となる施設については自己負担をお願いします。
- 客室に持ち込める荷物の量・種類には限りがある場合があります。
- 車両の破損や盗難などの責任は一切負いません。あらかじめご了承ください。

【貸切バスをご利用の方】

- 荷物は可能な限りコンパクトにまとめてください（大き目のカバン1つを目安）。
- 貸切バスは到着後回送します（他の場所へ移動）ので忘れ物には十分ご注意ください。
- 座席は自由席です。人数が多い場合は席をお譲り合わせの上ご利用ください。
- 運行ルートやトイレ休憩の有無などはバスに同乗する担当者がご案内いたします。

〈お部屋〉

- 部屋タイプについてのご要望はお受けできません。
- 1部屋あたりの人数は申込グループ単位となるよう優先しますが、お部屋の定員や利用人数によりお部屋が分かれる場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 部屋を隣同士や同フロアにする、喫煙禁煙を希望する等、部屋割に関するご要望はお受けできません。

〈ご入浴〉

宿泊施設もしくは近隣のお風呂をご利用ください。
※利用できるお風呂は、大浴場や各部屋付きの浴室など、宿泊施設や部屋タイプなどで異なります。

〈お食事〉※食事付の場合

- 1日3食（朝・昼・夕）を提供します。
※食事の時間・場所・内容については宿泊施設にてご確認ください。
- ※通常営業時に宿泊施設が提供している料理とは異なります。ご了承ください。
- ※個別の食アレルギーや食事制限・離乳食等の対応はお受けできません。ご自身で成分を確認の上お召し上がりください。

自己負担となるもの

売店での買い物、洗濯機の利用代、ご提供する食事以外の食事、お酒類、電話代、駐車場代（有料の場合）など、個人的にご利用されるものは自己負担となります。

滞在中について

- 外部からの面談等はフロントロビー等にてお願いします。大浴場等を利用する場合は有料となります。外部の方の食事を追加することはできません。
- 喫煙は決められた場所をお願いします。
- 布団の上げ下げ、シーツ交換はご自身でお願いします。シーツの交換頻度は宿泊施設により異なります。
- お部屋の掃除、タオル等の交換頻度は宿泊施設により異なります。
- お部屋のアメニティや備品類はご自身で準備ください。
- 必要に応じて宿泊施設の移転をお願いする場合があります。
- ご自身の宿泊施設や部屋の変更はできません

チェックアウト（退所）について

チェックアウト日（退所日）の前々日までに、宿泊施設へ「退所届」を提出してください。

その他

- 貴重品類（財布や携帯電話など）はご自身で管理してください。持ち込まれた私物の破損、盗難や紛失などが発生した場合、宿泊施設は一切責任を負いません。
- 滞在が長期に及ぶ場合、肉体的・精神的疲労から体調不良や持病の悪化などの症状が出る可能性があります。早めに周りの方や宿泊施設にお申し出ください。
- 宿泊施設や他の宿泊者様に迷惑となる行為は、固く禁じます。万が一該当する行為が発覚した場合は、直ちに退所いただきます。
- 施設のお部屋や設備に破損や汚れが生じた場合は、自己負担いただく場合がございます。
- 宿泊日や人数等の変更、及びキャンセルについては、必ず下記の連絡先までご連絡ください。（宿泊施設へ連絡いただいても、変更やキャンセルは承れません。）
なお、無連絡での変更やキャンセルが生じた場合、それによって生じた費用を自己負担いただく場合がございます。
- 2次避難する理由がなくなったと輪島市または珠洲市が判断した場合は、速やかに退所いただきます。退所期限を超えた場合の宿泊費は、自己負担となります。
- 輪島市または珠洲市が、2次避難者として県に要請していない方の宿泊費は、自己負担となります。（部屋に知人・家族が宿泊した場合、その方の宿泊費は、宿泊施設にお支払いください）
- 2次避難所における健康相談について
2次避難所には、保健師・看護師が健康相談に伺うことがあります。
保健師・看護師へ相談を希望する場合は、こちらからご登録ください。
*平日日中（9:00-17:00）のみの対応となり、その日のうちにご連絡できない場合があります。また、緊急の場合はご利用できません。



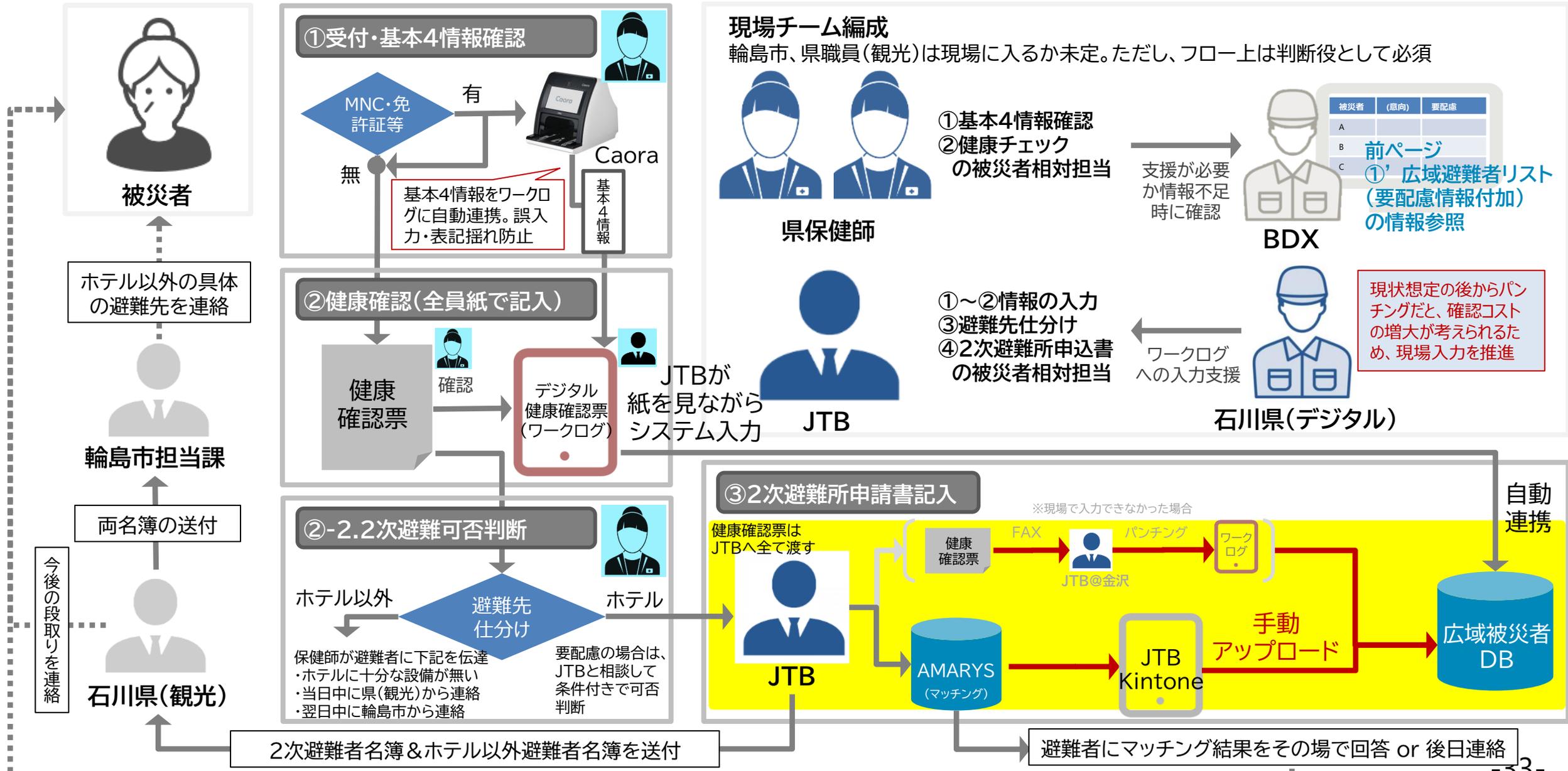
✓ 2次避難所における健康相談希望（ぴったりサービス）の案内を行う

変更・キャンセルの場合の連絡先 052-526-6216

受付時間 午前 9:30 ～午後 6:00

WA-202410

【参考】2次避難所の申込書 (シーン②) ※広域被災者DB・システムへのデータ取込作業



【参考】デモ画面：健康相談票（シーン③）



保健師アセス

スペース: 健康調査票 アプリ: 保健師アセス

保健師アセス一覧

1 - 20 (43件中)

レコード番号	健康相談希望	氏名	受入県	受入市町	施設名	生年月日	障害の程度	日常生活の状況	身体的・精神的な状況	経過記録
53	対応完了/なし	[REDACTED]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1985-12-18	特段の障害なし 療育手帳			表示する
52	対応完了/なし	[REDACTED]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1959-08-07	その他	特段の支障なし		表示する
51	対応完了/なし	[REDACTED]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1957-04-20	特段の障害なし	特段の支障なし	特段の支障なし	表示する
50	対応完了/なし	[REDACTED]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1948-08-09	その他			表示する
49	対応完了/なし	[REDACTED]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1950-02-11	その他			表示する
48	対応完了/なし	[REDACTED]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】民宿 能登島荘	1965-04-20	特段の障害なし	特段の支障なし		表示する
47	対応完了/なし	[REDACTED]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】お宿すず花	1958-12-23	特段の障害なし	特段の支障なし	特段の支障なし	表示する

⑤ ぴったりサービス

① 広域避難者名簿

③ 2次避難者名簿

② 健康確認票

保健師アセス

スペース: 健康調査票 アプリ: 保健師アセス 一覧: 保健師アセス一覧 レコード: 38718402

2次避難者名簿

ユニーク番号 uid ステータス

38718402 3208db75-1faf-5ec0-8630-7d3c3c4abb4b

氏名 フリガナ_氏 フリガナ_名 フリガナ

性別 生年月日 年齢 電話番号

女性 [REDACTED] 38歳 [REDACTED]

受入県 受入市町 施設名 部屋タイプ名称 チェックIN チェックOUT

石川県 七尾市 【能登豪雨二次避難用】岡田屋 【4人部屋/食事あり】 2024-10-14 2024-11-01

④ 入退所データ

> 健康調査票

- ✓ 保健師は、これまでの避難者の情報（健康確認表等）を参考に、2次避難所の避難者に対して健康観察を行う
- ✓ ヒアリングした内容は、健康相談表（ワークログ）に直接入力することで、県や支援者間での情報共有が可能になる

【参考】デモ画面：健康相談票（シーン③）



⑤ 健康相談票

2次避難所 個別相談表

初回相談日時 種別 種別(他) 対応者

実態調査

区分 リスク項目

既往歴

自覚症状 家族構成

独居

食事提供 主な食事内容

なし

食欲 咀嚼、嚥下の状況

あり

食事制限 具体的対応

なし

水分摂取状況

食事で困っていること

経過記録

※ 訪問区分は下記の定義で選択をお願いします。

- 区分1：2日に1回程度
- 区分2：1週間に1回程度
- 区分3：2週間に1回程度
- 区分4：4週間に1回程度

※ 健康相談について下記ご確認ください。

- 2次避難をされているご本人から保健師・看護師さんに相談がある場合に「あり」になります。
- 一度対応した場合は「対応完了」にステータス変更してください。

最終対応日時

次回対応予定日

訪問区分

健康相談希望

対応完了/なし

健康相談日時

日時	手段	相談内容	指導・対応内容	対応内容(詳細)	訪問区分
----	----	------	---------	----------	------

レコード番号

53

作成者

Administrator

作成日時

2024-10-09 15:46

更新者

Administrator

更新日時

2024-10-10 16:07

協議事項に係る意見交換

【参考】令和6年能登半島地震/令和6年奥能登豪雨に係る広域避難の業務フロー比較

奥能登豪雨における広域避難対応では、業務フローの作成にあたっての合意形成プロセスを踏んだことで、広域被災者データベース・システムの活用を前提とした、業務フローを作成することができた。その結果、関係者間での情報共有が迅速かつ容易になった（例：県が実施した健康確認結果の避難先市町への共有）

広域避難業務における業務フロー

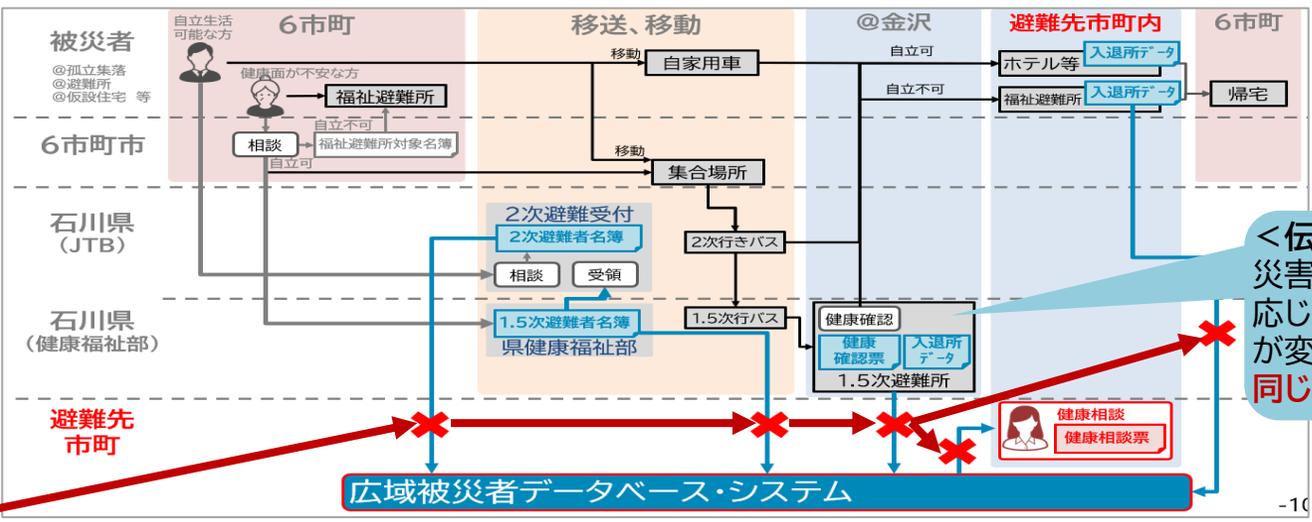
能登半島地震

【合意形成プロセス】なし

奥能登豪雨

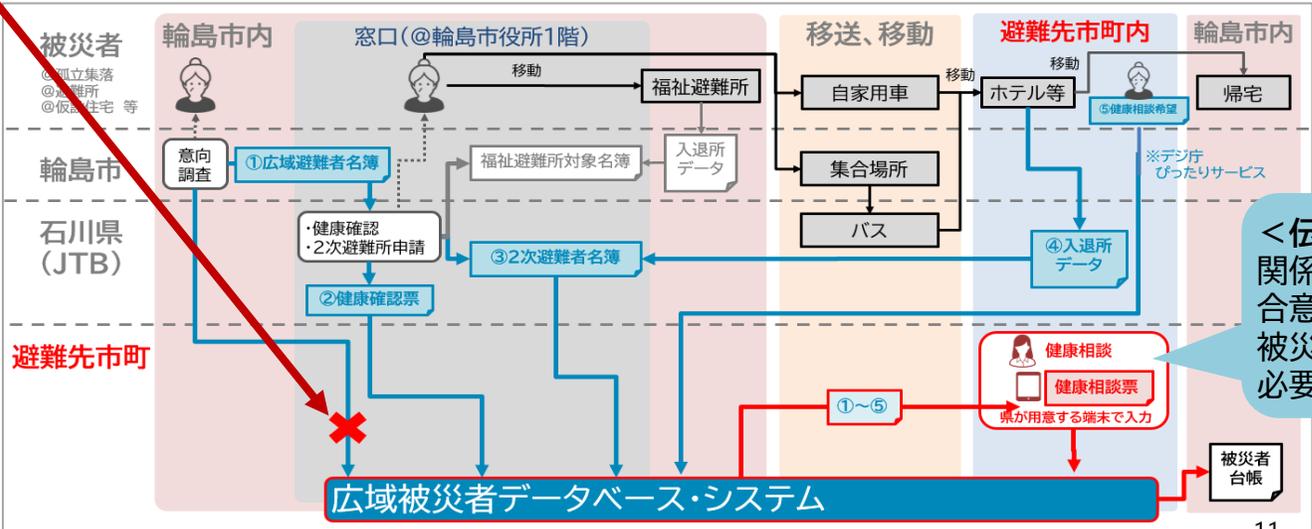
【合意形成プロセス】あり

- ✓ ステークホルダーの特定（避難元、県、避難先等）
- ✓ 役割、体制の整理
- ✓ 広域被災者DBを活用した業務フローの作成
- ✓ (適宜)情報連携



<伝えたいこと>
 災害規模や避難者数等に応じて広域避難の業務フローが変化する。(災害現場では同じやり方は通用しない。)

<伝えたいこと>
 発災前に関係者間で業務フローの決定に必要な事項を合意しておく必要がある。
 発災後、被災市町で業務フローの整理は困難であり、事前に合意がなければ情報連携出来なかった【×】



<伝えたいこと>
 関係者で業務フローを協議、合意形成を図ることで、被災者支援(健康相談)に必要な情報連携が実現

《本日、特にご意見をいただきたい点》

- ① 広域避難対策・避難所外避難者対策において、市町が被災者対応に追われる中、県(関係課)と市町との間で業務フローを決めるまでの合意形成のプロセスはどうあるべきか
- ② 広域被災者DB上での名寄せに使われるキーは基本4情報が適切か。適切ではないと考える場合、どのようなキーが適切か。
- ③ 被災者把握に必要な関係者間で共有すべき重要性の高い情報として、「居所+タイムスタンプ」以外に何があると考えられるか
- ④ その他ご意見

【参考】被災市町の意見(令和6年能登半島地震)

<インフラ・ライフライン/避難生活(能登町)>

- ・1/4時点で5,500人以上の避難者が避難所生活。(最大70カ所超、小/中学校7、公民館等21、自主40数カ所)
- ・**道路損壊**で外部の応援がない中(1週間程度)、**町役場職員が昼夜を問わず避難所運営**を担当(避難所/物資拠点で人手が不足)
- ・インフラ被害で慢性的な交通渋滞が発生(金沢から日帰不可、宿泊場所の確保困難)
- ・発災7~10日の間に応援職員が現地入り、避難所運営を開始(1/22_5県による応援体制が構築)
- ・(応援自治体コメント)応援自治体が避難所運営を引継ぎ、町職員が復旧業務に専念できるようにすることが最優先課題。
- ・**高齢避難者が多く、避難生活の長期化による体調悪化が予想され、避難所の環境改善が課題。**
- ・奥能登のほぼ全域で給水が停止。復旧は、1月末で全世帯の20%、2/20に50%、3月末90%、5月2日完全通水
- ・物資、段ボールベッド展開は、災害協定が活かされた(民間事業者との協定) ※**一方で県内自治体間のカウンターパートの重要性を再認識**
- ・震災1カ月後、避難者は1,000人以下に減少。応援業務を避難所運営から罹災証明書発行/住家被害調査にシフトする検討を開始
- ・避難所縮小は被災者事情を考慮した判断が必要、正解がない。(一部避難所運営を住民に任せ、仮設住宅の完成に伴い徐々に閉鎖)

<避難対策の課題(能登町、志賀町)>

- ★**現場対応で精いっぱい、状況把握は県で対応する仕組みが必要**
- ・リエゾン職員は役割の明確にし、国や県との情報共有を担ってほしい
- ・災救法が適用された場合、県が主体的に被災者支援を行うことが重要
- ★**発災後、災害対応で市町職員が業務フロー整理まで手が回らない**
- ★**避難者が多い場合、紙運用は無理(特に発災ピーク時は人力は無理)**
- ★**避難所は名簿様式が異なり、集約が大変、県で様式統一が必要**
- ★**名簿の作成には、基本4情報+居所+タイムスタンプが必須**
- ・健康保険証廃止を見据え、**マイナンバー活用を前提に検討が必要**
- ・避難先での健康観察では、服薬等の情報共有も検討が必要
- ・被災市町は域内で手一杯、広域避難者は避難先市町に支援してほしい
- ・タイムスタンプは、時点が古い情報が共有されると混乱するため必要。

<応援自治体からのコメント>

- ★**災害現場で同じやり方は通用しない。**状況に合った方法を考え実行する必要
- ・短期間で職員が入替わる。理想論や個人の持論が出ないように注意が必要
- ★**被災自治体に負担をかけないことが最も重要**
- ・リエゾンがばらばらに接触すると混乱を招く、窓口の一本化、情報共有が重要
- ・県と市町村は予算規模が異なる、具体的な予算の裏付けない提案は避ける
- ★**現場は流動的、状況に応じた意思決定が求められる**
- ・応援業務は、時間経過で変化(避難所運営/被害調査/申請/発行/公費解体)
- ・リエゾン職員の引継ぎは独自に行われ、議論の手戻りも生じる。
- ・これほど大規模な派遣は制度創設以来初めての経験。
- ・被災市町間での対応/取り組みの情報共有が有意義。

【参考】広域避難先市町の意見(令和6年能登半島地震)

<県内市町(小松市)への2次避難>

- ・地震発生から3日、市長が2次避難の受入れを表明
 - ・県は、孤立集落解消に向け、旅館等の協力を得て、加賀地方に2次避難を開始
 - ・**1/6 航空自衛隊小松基地に地震で孤立した輪島市深見町の住民60人を搬送**
- ホテル等に避難する金沢市への避難に比べ、集落避難は比較的スムーズに思えた。

<2次避難所への搬送>

- ・小松市は当初、住民の受入時、基地一室で住民から健康状態の聞取る段取りを想定
 - ・**県から小松市に直前に届いた名簿からは、高齢者が多いことだけが分かった。**
 - ・基地到着後、**大半の避難者は1人で歩くことが困難なほど衰弱**していた。
- 市_横山市長公室部長コメント:避難者は、バスを乗降りできる状態ではなかった。
- ・市は、**住民をバスに乗せたまま『部屋割り』と『保健師が体調をチェック』を実施**
 - ・避難者**全員への対応が終わらないまま搬送を優先せざるを得なかった。**
- 市職員コメント:「飲む薬が分からない時が一番困った」、「服薬できないことで体調悪化の不安」
- ・旅館**到着後、脱水症状や低血糖が起き、職員が同行し公用車で病院搬送**
- 小松市長コメント「走りながら考えて対応する場面が多かった。」

<2次避難所の被災者支援>

- ・市は、市内介護施設や市医師会責任者と連絡を取り、翌7日(日)も対応
- 市_松野こども家庭部長コメント_翌日も対応しなければ手遅れのリスクがあった。
- ・ケアマネと医師の派遣を取付け、翌朝から保健師らの健康チェックを再開。
 - ・旅館で生活できないと判断された人は、市内の高齢者施設に移った。

<2次避難の受入れに係る課題>

- ・『要介護度』など詳細な避難者情報の共有が重要
- 市_横山市長公室部長コメント
送り出す前の聞取りが十分でないと想定した対応が後手に回る。

<避難先市町の継続的な対応>

- ・罹災証明等の手続きの相談を受ける特別チームを設置、生活再建支援を実施
 - ・現在も保健師が旅館に残る2次避難者を訪問、地域に戻り生活可能か見極めを継続
- 市_松野子ども家庭部長コメント
医療機関や介護事業者、県や被災自治体と連携し、途切れない支援を行いたい。

事務連絡/意見交換